

農業資材審議会農薬部会小委員会：土壤残留基準関係  
(昭和51年12月23日)資料より(抜粋)

3. 土壤残留試験として、圃場試験及び容器内試験を併用することについて

先般の審議会農薬部会で説明したように(別紙参照)【次ページ】それぞれの試験法で長短があるので、土壤残留試験としては両試験を実施することとしている。

4. 圃場試験及び容器内試験を実施し、どちらかの試験において2分の1に減少する期間が1年以上であれば、当該農薬は基準のイの項に該当させることについて

圃場試験と容器内試験を実施した場合、一般に容器内試験の方の減少期間が長くなるが、仮に圃場試験は1年未満で、容器内試験が1年以上となった場合、当該農薬は、農薬減少の重要な要因と考える「土壤微生物」及び「化学的な分解」によっては2分の1に減少するのに1年以上を要する性質を有することが証明された訳で、その他の減少要因(光分解、流亡等)が除かれているとはいえ、実際の場面で1年以上残留する可能性を示したことになる。(実際の場面では、いろいろな条件が想定され、容器内試験条件に近い条件で使用される場合もありうるものと考えられる。)故に規制基準としては安全性を確保する見地から厳しい方のイの項に該当させることが妥当と考えられる。

なお、逆に圃場試験結果のみが1年をオーバーする場合は、実際の使用場面で1年以上残留することが証明されたことから当然イの項に該当するものと理解される。

農業資材審議会農薬部会（昭和51年11月25日）

農薬取締法第3条第2項に規定する基準（土壌残留試験法）に関する資料より（抜粋）

## 5. 圃場試験及び容器内試験を併用する理由

### 1. 圃場試験の特徴

(1) 圃場試験は農薬が実際に使用される場面での試験であるから、実際の圃場において、当該農薬に著しい残留性があるかどうかを判断する試験としては欠かせない試験である。

### (2) しかし

- a. 圃場への散布むら等によるサンプリング誤差が大きい。
- b. 天候（雨等）の影響により、流亡等による消失にむらが大きい。
- c. 栽培作物の生育状態や種類等により土壌への農薬の落下量や場所にかたよりができる。

等の理由により、農薬の残留性について適切な解析が困難な場合が多い。

### 2. 容器内試験の特徴

(1) 容器内試験では、残留農薬の消失に關与する要因が単純化され、試験方法の規格化が容易なので、きれいなデータが得られ解析しやすい。

(2) しかし、容器内試験では、光分解、蒸発、流亡などの要因は排除されて、土壌微生物や土壌の化学成分による分解だけしか測定していないので、完全な残留性の判断はできない。

3. 1及び2に示した様に、それぞれの試験方法で長短があるので、土壌残留性の試験としては両試験を実施する必要がある。